殺伐ニ通シ若シ相違アラハ手当金ノ内給セシムルコト
解決セシメンカ為メ会社ノ要求ハ却テ自然争議ヲ長引カシメ悪化セ
シメ本月廿三日ノ会社ノ提案ハ……
ニ至レリ

二、双方ノ主張セル手当金額

(イ)争議団側

一金三万九千円 ―― 争議費用其他一切ノ解決金トシテ

(表面ハ三万九千円ヲ主張シテ居ルモ事実ハ金二万円位ニシテ
協定シタル上ノ如ク取扱フモ一面ニ於テ争議団ハ之ヲ承知セス
向ハ御承知ノ通リ抛棄シ交渉ヲ続ケ解決ヲ促進
シテハ何時ニテモ交渉シ会社ノ要求ヲ入レ解決ニ協力スル旨
答ヘシモノノ如キ観アリ)

依リテ一旦手当金ノミヲ以テ解決セントシ別途交渉ニ依
リ新タニ要求条件ノ交渉ヲ為シ依ッテ内部勝利ノ為活動
ハ執拗ニ継続セントスルモノト思料セラル

(ロ)会社側

一金八千五百円 ―― 一切ノ解決金トシテ回答

(表面ハ八千五百円ト一人当リ金百円宛ハ八十八名ノ解決金
要求ニ応シ全額ヲ支給セントシタルモ内川ノ二名ヲ除キ之ヲ主張シ居ル
モ結果ニ一万四五千円位ニテ妥協スル意向アルカ如ク観察セ
ラル)

三、争議団ノ累次ノ説明会ノ状況

十月廿三日午後四時ヨリ佐倉町保坂使用ス争議団ハ一部伊十四
名ハ現地佐山信忠、山本憲一(宝寿安橋本三郎)
外数名ハ三名ノ代表者ヲ選ビ製作所ニ赴キ争議解決ニ就キ
詳細ニ交渉シタカ会社側ハ全部ヲ拒絶シタル為交渉決裂ス

財團法人協調會